



2022年11月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A m a z i a  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 久 間 亮 輔  
(コード番号：4424 東証グロース)  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 神 津 光 良  
(TEL. 03-6427-8856)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月22日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、2022年12月23日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、電子提供制度導入後において、株主総会資料を書面で受領することを希望される株主様への対応を定めたものです。従前より電子提供が認められていた株主総会資料の一部については、書面交付請求をした株主に対しても、法令で認められる範囲内で、電子提供の方法を継続するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 3. 日程

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年12月23日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 2022年12月23日(予定) |
- (注) 上記の内容につきましては、2022年12月23日開催予定の当社第13回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上